

退職されるみなさまへ
(定年退職の方を除く)

高知県教育委員会事務局 教職員・福利課

退職手当の算定に必要な書類の提出について(依頼)

退職手当を算定する際、下記に該当される方については、子が1歳に達した日を確認のうえ、休職の除算期間を確定いたします。

つきましては、大変お手数をおかけいたしますが、お子様の生年月日を確認できる書類のコピーを事前に準備していただき、説明会当日に会場にお持ちいただきますようお願いいたします。

※定年退職の方は、事前にご提出いただいておりますので、不要です。

記

●提出が必要となる方

在職期間中、育児休業の終期が平成4年4月1日以降の方

【例】

- ・平成4年4月1日以降に育児休業を取得
- ・平成4年4月1日をまたいで育児休業を取得

(例：平成3年12月24日～平成4年7月24日まで)

参考

【育児休業の終期が平成4年4月1日以降の場合】

在職期間から除算される休職期間の除算率が変わります。

① 子が1歳に達した日の属する月までの期間…除算率1/3

この確認をするうえで必要になります

② ①の翌月以降の期間…除算率1/2

●必要な書類

お子様の生年月日が確認できる書類

(全てコピーで可。なお、A4サイズの用紙にコピーしてください。)

(対象となる育児休業に係るお子様全員の書類が必要です。)

【例】お子様ご本人の保険証・パスポート・免許証等の公的書類、もしくは母子手帳・戸籍・住民票の写し等お子様の生年月日の記載がある公的書類

※説明会当日までに用意できなかった場合は、12月18日(金)までに教職員・福利課あてにお送りください。

<問い合わせ及び提出先>

〒780-0850 高知市丸ノ内1-7-52

高知県教育委員会事務局 教職員・福利課

退職手当担当 山崎

TEL 088-821-4905